

民間資金等活用事業推進委員会 第13回計画部会 会議資料

平成30年4月17日(火)



ひと、暮らし、
みらいのために

厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課

第12回計画部会におけるご意見への対応案

第12回計画部会におけるご意見	厚生労働省における対応案
<p>水道事業分野においても、北海道内7空港コンセッションの事例を参考に、一つの民間事業者が複数の地方自治体とコンセッション方式の事業契約を個別に締結することによって、実質的に広域化と同じ効果を得ることが可能になるのではないかと。</p>	<p>御指摘のような方法も考えられるが、水道事業においては、いまだ、コンセッション方式を導入した事例がないことから、まずは、水道法の一部を改正する法律案の早期成立を図り、改正法に基づく取組を進めていく。</p>
<p>水道は人口減少が事業継続に強い影響を及ぼすため、コンセッションを推進していく上ではそれへの対応案を国で考える必要があるのではないかと。</p>	<p>人口減少に伴う料金収入の減少等水道を取り巻く課題に対応し、水道の基盤強化を図るため、水道法の一部を改正する法律案を今国会に提出した。コンセッションの導入に当たっては、人口減少を踏まえて、地域の実情に応じ、料金の枠組みやリスク分担等を決定する必要があり、同法律案の成立後、こうした留意事項についてガイドライン等において示していく。</p>
<p>公営企業であるにもかかわらず更新財源が不足するのは料金を低く抑えてきたためであり、水道における料金の適正化はPPP/PFI以前の問題として必須であるということはしっかりと明示する必要がある。</p>	<p>今国会に提出した水道法の一部を改正する法律案においては、水道事業者等は、施設の更新需要を含むその事業の収支の見通しを作成し公表するよう努めなければならないこととし、また、水道料金が、健全な経営を確保することができるものでなければならないことを明示することとしている。</p>
<p>取組番号43,44について、水道コンセッション推進のため、コンセッション導入と広域化を着実かつ合理的に進めるためのプロセスを示す手引書の作成が必要ではないかと。</p>	<p>水道事業の広域化については、「水道広域化検討の手引き」等を示しており、また、コンセッションについては、水道法の一部を改正する法律案の成立後、留意事項についてガイドライン等において示すこととしている。</p>
<p>広域化が各事業にとって真に望ましいものであるならば、誘導するようなインセンティブ措置を所管省庁は検討すべきである。特に上下水道について現在の見解を報告頂きたい。また、自治体に跨る話であるので、総務省からも広域化の推進策をどのように考えているのか教えてほしい。</p>	<p>水道事業の広域化を推進するため、市町村域を越えて水道事業の広域化を実施するにあたり必要な施設整備のうち、一定の要件を満たすものに対する財政支援措置を設けている。</p>

水道法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 関係者の責務の明確化

- ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式。

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。

※各水道事業者は給水装置(蛇口やトイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、3. ②は施行の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日までは、適用しない。)